## 第118回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

## 議事録

日 時:平成29年11月30日(木)10:00~10:15

場 所:経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者:八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員

## 議 題:

(1) 電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

(平成28年9月~平成29年8月) について

○八田委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第118回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたしたいと思います。第1部を最初はやります。2部構成で第2部の方は非公開でございます。

それでは早速ですが、議題に入ります。今日の議題は「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況(平成28年9月~平成29年8月)について」、資料3に基づいて新川課長よりご説明お願いいたします。

○新川総務課長 資料3「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況」というのがございます。そちらを用いてご説明をさせていただきます。平成28年9月から平成29年8月までの活動状況についてご報告をさせていただくものでございます。

まず、2ページでございますが、この報告の位置づけについて記載させていただいています。電気事業法第66条の16の規定に基づきまして報告をさせていただくというものでございます。

次のページ、目次でございますけれども、序論と本論に分けておりまして、序論では委員会の役割や組織について報告をし、本論では電力・ガス市場の監視、効率化、競争促進のための取り組み、それから最後の方、国際連携、紛争処理及び広報についてまとめるということと、参考資料としまして審議経緯、それから建議を行ったもの、改定もしくは策定を行った指針についてまとめて記載させていただいています。

次に、8/72ページ、下のページ番号で言えば5ページでございますけれども、序論として、委員会について紹介しております。委員会は平成27年9月1日に設立されまして、

平成28年4月1日よりガス及び熱の事業が追加されまして現在の名称に改称されていること、そして委員名簿として委員の皆様のご紹介をさせていただいています。

次のページ、9/72ページでございますけれども、委員会の役割としまして、厳正な監視を行うこと、それから市場の適正な取引の確保、健全な競争を促すという観点から、経済産業大臣への意見、勧告、建議を行うこと、について記載をさせていただいています。

その次のページ、10/72ページでございますけれども、組織について紹介をさせていただいていまして、委員会事務局の課の構成、それから専門会合がどういう構成で設置されているのか、また、開催状況として何回開催しているのかということについても記載をさせていただいています。

続きまして11/72ページでございますけれども、第1章、電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視などということで、まず、このページにはスイッチングの実績について記載をさせていただいています。8月の電力取引報によりまして、新電力への切りかえが全国で約6.9%となったこと、また、地域の旧一般電気事業者が設定した自由料金メニューへの切りかえが約4.9%となり、合計して11.8%の消費者が自由料金メニューへの切りかえを行った旨、ご紹介させていただいています。

また、そのページの下の方ですが、特高・高圧の新電力のシェアも増加していまして、 結果として市場全体としては12.1%の新電力のシェアがあるということをご説明させてい ただいています。

続きまして、12/72ページでございます。上の方は新電力のシェアのグラフを掲載していますが、下の方に料金メニューの多様化ということで、単なる価格競争のみならず再生可能エネルギーを使った電源構成とか地産地消型の電気であるというようなことを訴求ポイントにして顧客の獲得を試みる事業者の参入もみられるというようなこと、また、電力消費の見える化というようなところ、それから、家庭の見守りサービスの提供、応援するスポーツチームとのつながりとか里山の景観保全など、そういった価値観に訴求するサービスも行われているということを記載しています。

12/72ページの下から13/72ページにかけては都道府県別の参入状況について記載させていただいています。沖縄を含め全ての都道府県で参入が見られている状況ですが、参入の程度は、北陸、四国などでは参入が多くないという状況にある旨を記載させていただいています。13/72ページの下の方でございますが、こうした電力市場の競争状況につきまして、競争評価をさせていただいたことを記載させていただいています。平成29年1月26日

の制度設計専門会合で議論した上で、同3月31日の専門会合でとりまとめを行わせていただいています。全体的な評価としましては、平成28年度以降、低圧分野における新電力のシェアが着実に伸びており、新規参入事業者数の増加や料金メニューの多様化など、電力システム改革の一定の成果が小売電力市場であらわれてきていると評価できるとされましたが、他方で、みなし小売電気事業者による地域間競争や卸電力市場の活性化の状況など、まだその展開が十分とはいえず、今後の進展を期待すべき点も多いとされています。

続きまして、14/72ページでございますが、小売全面自由化後の動向ということで、卸の活性化について書いています。 JEPXの取引につきましては、平成28年度の取引量は平成17年の市場開設以来、初めて200億kwhを突破して、取引比率としましては5%となっています。また、貫徹小委におきましてベースロード電源市場をつくることとなった、それからグロスビディングを行うということが平成28年11月の制度設計専門会合で表明された旨を記載させていただいています。

続きまして、15/72ページでございます。小売登録について記載をさせていただいています。エネ庁と委員会を分けて審査を行っていますが、本年8月末までにトータル521件の登録申請を受けまして、審査の結果435件が登録されている旨を記載させていただいています。

1ページ飛ばしまして17/72ページでございます。小売電気事業者に対する指導等でございますが、まず国民生活センターと共同し、消費者への注意喚起として相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを行っていますが、平成28年9月から平成29年8月の間は3回プレスリリースをさせていただいています。ご相談の状況につきましては、その下のグラフに載せていますが、総体として落ちついた状況でありますが、個別の相談はだんだん具体化しているということかと思っています。

そういった中で、18/72ページでございますが、具体的な指導を行ったものでございますけれども、1. 小売電気事業者による不適切な営業行為としまして、媒介業者の従業員で需要家の同意を得ないまま申込手続を行った者がいるおそれがあるという報告があり、その件について確認を行った上、相応の指導、監督を実施した。それから、その下、2ポツでございますけれども、小売事業者の媒介業者におきまして、旧一般電気事業者と業務提携しているという虚偽の情報を需要家に対して提供しているとの情報を入手しまして調査を行ったところ、トークスクリプトにおいて虚偽の情報が記載されているということで、託送契約をもって業務提携しているとの文言を意味するというような話でございましたの

で、再発防止を指導したということでございます。こういった具体例も記載させていただ きました。

19/72ページでございますが、卸分野の監視につきましては、東京電力エナジーパートナー社に対しまして、平成28年11月17日付で業務改善勧告を実施したということを記載しています。 閾値を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと等の勧告を行ったものでございます。これに対しまして、同12月16日付で再発防止策を策定した旨の報告がありました。委員会としては、同社の再発防止策の実施状況について継続的に確認を行っているところでございます。

続きまして、20/72ページでございますけれども、一般送配電事業者に対する指導でございます。東京電力パワーグリッド社におきます通知遅延の問題につきまして勧告を行った旨、記載をさせていただいています。平成28年6月17日付で業務改善勧告を発出しておりまして、これについては徐々に改善がみられていましたけれども、ずっとフォローを続け、次の21/72ページでございますが、7営業日以内の通知は平成28年9月以降ほぼ正常化されたということ、平成29年2月以降、やむを得ない理由を除き、4営業日以内の通知がおおむね実現されたことから、同年6月7日の同社の報告を最後に改善計画の実施状況の報告を終了することとしています。

続きまして、22/72ページでございます。原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価ということで、経過措置料金に基づく小売料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行って、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを確認することとなっていまして、そこに記載されています一般電気事業者に対して確認を行っています。

確認の結果につきましては、その資料に記載をさせていただいています。24/72ページの括弧の下のところからでございますけれども、確認の結果、燃料価格や為替レートの大幅な変動、原子力発電再稼働の遅延などの諸事情を踏まえると、全般的に正当な理由なく想定原価を上回った費用実績は認められず、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する引下認可申請の必要性は認められなかった、という評価となっています。

続きまして監査でございます。26/72ページでございます。電気事業法に基づきまして 12社に対して監査を行っています。適取指針に基づきまして、問題となる行為等が行われ ていないかを確認させていただいています。大臣への勧告を行うべき事項は認められませ んでしたが、自主的改善を促す観点から、口頭により所要の行政指導を6事業者10件、書 面による所要の行政指導を4事業者5件に対して実施しています。内容につきましては、 その次のページに記載していますが、詳細は割愛をさせていただきます。

続きまして、29/72ページ、効率化、競争促進のための取り組みでございます。ネガワットに係る環境整備ということで、下の方でございますけれども、経済産業省と公正取引委員会が共同で定めています適正取引指針についても、ネガワット取引の適正な実施を確保するために所要の改定を行っています。平成29年2月6日にネガワット取引の環境整備を含めた改正をしています。

続きまして、調整力の公募調達でございます。30/72ページでございます。調整力を公募調達するということが始まりましたが、その前段としまして、どのように調達をするかということについて「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」をとりまとめて、平成28年9月26日に委員会として大臣に対して建議を行っていまして、この建議を踏まえて大臣より公募ガイドラインが制定をされており、平成29年度分の調整力の公募調達が実施されています。

その実施された結果につきまして、31/72ページに記載をしています。電源 I-a や I-b といった区分に応じて募集をされていますけれども、I' につきましては旧一般電気事業者以外の事業者からも募集が 3 割程度あったということや、ディマンドレスポンスを活用した応札というのが電源 I' の募集量合計132.7万kWに対して合計111.2万kWであり、95.8万kWが落札となった、これは我が国で初めてのディマンドレスポンスが開かれた入札の市場において取引された例といえる、といった形で記載をさせていただいています。

32/72ページ、33/72ページについては、この結果について書いてあります。

34/72ページについては、運用状況についても監視し、ホームページで公開している旨を記載させていただいています。

35/72ページは、平成30年度向け公募に向けた改善の検討ということでアンケートを実施して、その結果を踏まえて公募の改善要請を一般送配電事業者に対して実施してきたということと、その結果、平成29年6月の制度設計専門会合において改善策が示され、概ね了承されましたが、幾つかの改善要請については引き続き検討を要請するとされています。現在は既にここの追加の検討についても終了しておりますが、8月末時点ということで記載をさせていただいています。

続きまして36/72ページで、インバランスの分析でございます。インバランス料金については、現行制度でよいのかどうか検証したということでございます。具体的な内容につ

きましては37/72ページに記載をさせていただいています。  $\alpha$  の分析、  $\beta$  の分析を行いまして、結果、資源エネルギー庁では、我々の制度設計専門会合での見直し提言を踏まえて平成29年10月に  $\alpha$  の上下限を20%から 3 %とし、エリアプライスとシステムプライスの差を新たな  $\beta$  とするインバランス料金の見直しを行ったところでございます。

続きまして、法的分離に伴う行為規制についてということで、38/72ページでございますけれども、第3弾改正法が電気については平成32年4月1日、ガスについては平成34年4月にそれぞれ施行されますので、そこに記載されております行為規制について平成29年3月より制度設計専門会合において検討を進めているということをご説明させていただいています。

39/72ページにつきましては、送配電網の維持・運用費用の負担のあり方について検討を行っていること、平成29年6月のワーキング・グループで検討すべき論点をまとめて公表したということを記載させていただいています。

40/72ページは卸電力取引の活性化ということで、グロスビディングを開始することと したということ、それから、自主的取り組みの改善についてフォローアップしつつ、さら に検討を行っているということについて記載をさせていただいています。

41/72ページでは自主的取り組み・モニタリング報告ということで、累計で10回にわた りモニタリングレポートを作成、公表していますが、今後も継続的に行うということを記 載させていただいています。

42/72ページは小売に関する指針の改定ということで、非化石価値取引市場が開設されることに伴いまして、小売営業ガイドラインの改正を行った旨を記載させていただいています。

続きまして、43/72ページからガスでございますが、まず小売登録の審査ということで、 これまでに49件の登録申請があり49件の登録を行った旨を記載しています。また、経過措 置を課す事業者の指定を行ったことを記載させていただいています。

44/72ページはガスの託送供給約款の認可申請に係る審査ということで、127社が託送料金の認可申請を行って、経済産業大臣から意見の求めがあり、委員会として審査をし、回答を行った旨を記載させていただいています。詳細は飛ばさせていただき、47/72ページにガスの競争状況の評価を記載させていただいています。全国で、8月時点で1.2%の需要家が、新たに登録をしたガス新規小売へ切りかえたということを記載させていただいています。全体としては、工業用、商業用もございますので、販売量の11.5%が新規参入

者のシェアとなっています。

続きまして、参入の状況として、新規参入が進んだエリアは17エリアであるということ を49/72ページに記載をさせていただいています。

また、50/72ページには、新規参入が進んだエリアはエリア数でいうと全体の10%程度であるものの、販売量ベースでみると76%に達しているという旨を紹介させていただいています。

51/72ページでは、ガス小売事業者に対する指導ということで、こちらも国民生活センターと共同でプレスリリースを3回行っているということと、ご相談の状況について記載をさせていただいています。

52/72ページで、一般ガス導管事業者に対する指導ということで、業務体制の不備で、 あるエリアの需要家のガス小売事業者選択に混乱を生じた事案が発生したということで指 導を行った旨を記載させていただいていますし、また、託送供給申し込みに対する不適切 な対応に対して2件指導を行った旨を記載させていただいています。

53/72ページは監査でございます。228社に対する監査でございますけれども、行政指導としまして23事業者26件、書面による所要の行政指導9事業者39件に対して実施した旨を記載させていただいています。内容の詳細は割愛させていただきます。

61/72ページのところには監査品質の向上に向けた取り組みということで、監査業務全体のナレッジ化を進めているということについて紹介をさせていただいています。61/72ページの下の方は熱供給事業の動向を記載させていただいています。

62/72ページから、ガス市場のさらなる効率化、競争促進のための取り組みということでガス託送料金の事後評価について、まず記載させていただいています。平成28年1月にエネ庁にて開催されたガスシステム小委においても事後規制の強化の方向性が示されているところでございますが、結論としまして平成29年度より追加的に導入する託送料金原価(単価)に着目した託送料金変更命令の仕組み、平成28年度より電気の託送料金に導入された乖離率の管理による事後規制と同じ制度とするのが適当である等の結論が出ているところでございます。制度設計専門会合の議論を踏まえて、エネ庁において収支計算規則、それから審査基準が改正されておりまして、平成29年度から既存のストック管理に加えて託送料金原価の想定値からの乖離に着目した事後評価が導入されることとなっていますので、その旨をご紹介させていただきました。

それから、64/72ページ、ガスの小売営業の指針の策定を行って周知徹底等を図ったこ

とをご紹介させていただいています。

また、65/72ページの下の方でございますが、適正なガス取引についての指針の改定というのも公正取引委員会と共同で実施し、やはり説明会等で周知を行った旨を記載させていただいています。

あと、67/72ページからは国際連携でございますが、平成28年9月28日にアメリカの連邦エネルギー規制委員会との間で協力協定を結んだことを記載させていただいていますし、平成28年9月28日ごろにアジア太平洋エネルギー規制者会合に八田委員長ほかが出席をさせていただいたこと、そして次回のこの会合は東京で開催されることになったということをご紹介させていただいています。

紛争処理、68/72ページでございますが、法律に基づくあっせん、仲裁の依頼はなかったという状態でございますが、あっせん委員及び仲裁委員を決めまして、事業の状況等はご説明させていただいているところでございます。

最後に広報でございますけれども、自由化の広報を行うということで全国各地での説明 会やテレビ、新聞、雑誌などのメディアを通じた広報を行っていますので、その旨を記載 させていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対して、 委員の皆様方からご質問とか、ご意見とかございますでしょうか。
- ○稲垣委員 今さらながら、まず2年目の、第2弾になろうということと、それから書かれた内容をみて、これだけのことをやってきたのだということで、つくづく役割の重さを自覚すると同時に、事務局の全職員の努力が本当に多くのものを生み出したということを感じています。

制度的な制約があるかもしれないのですが、お願いなのですが、ぜひこれをある程度紙にして、海外も含めて、関連の産官学に継続的な配付なども考えていくということができれば、非常に望ましいと思うのです。それを検討していただきたい。

もう1つは、細かい語句の問題については座長にお任せして、その修正をするということで、ここで了解がとれればと思います。

以上です。

- ○八田委員長 ありがとうございました。ほかにはございませんか。どうぞ、林委員。
- 〇林委員 今回は活動状況をいろいろご報告ありがとうございました。これは我々がし

っかりやってきたエビデンスになると思うのですけれども、2020年発送電分離とか、さまざまな市場の創設等々、まだこれから課題が山積みということもありますので、これをきっかけに、またぜひ我々も積極的にこの活動状況を外にアピールできる形を意識しながら、しっかり活動を進めていくことが大事だなと思いました。

コメントです。以上です。

- ○八田委員長 どうもありがとうございました。では、圓尾委員。
- ○圓尾委員 ありがとうございます。一般の方からみると、この委員会は非公開も多くて「何をやっているのかな?」と疑問に思われる方もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、こうやってみると、例えば監査も相当細かくチェックしているというのは理解していただけると思います。年1回ですが、こういう形でまとめて、かなり多岐にわたって我々は議論をやっていると理解していただければありがたいと思います。稲垣先生がおっしゃったようにペーパーにして主立ったところに配るというのも大事なことかと思います。

以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございました。私はこれを毎年やっていくというのは 画期的なことだと思うのですが、外国の人に対してどう広報するかですね。お金があるな らば、英訳をどこかに出してしまうというのも1つの手かもしれないが、もっと短い概要 が日本語でも英語でもあれば、それを知りたい外国人はそこを自分たちの費用で翻訳して もらうなりなんなりすればできるけれども、どういうことが重立ったことだと書いていな いと検討もつかないと思うのです。それは急ぐことではないかもしれませんが、それを補 完していただければ、随分と読者の範囲が広がるのだろうなと思いました。

○新川総務課長 ご指摘ありがとうございました。この年次報告は法律に基づく年次報告でございますので、過不足なく委員会がやってきたことについて記載する必要がございますが、他方、仮にこれをこのまま直訳なり英訳をしたとすると、外国の方には日本の法制度も含めて非常に分かりにくいものになろうかと思います。

他方、競争評価をさせていただいておりますが、そちらは英訳作業を進めておりまして、 ぜひそちらを海外の方にお示しするということとさせていただきたいと思っております。 さっき稲垣委員長代理からご指摘を受けました国内に向けては、しっかりPRをしていき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○八田委員長 分かりました。それでは、ほかにございますか。どうぞ。

○稲垣委員 ついでにというか、これは言い過ぎかもしれないのだけれども、紙で配る 方法については役所が我々の予算で配るということもあるが、市販という方法も検討に入 れたらいいのではないかと。公取などもそういうものがあるようだし。

もう1つは、これは1、2といったように年々やっていくわけですから、未来からみると物すごく大事な活動の成果になると思うのです。だから、そういう意味で、これが使われる、使われ方を想定すると、実はかかわった役職員の名前も――やめたというか人事異動で動いてしまった人もいるわけだが、嫌だという方は当然あれだけれども、ご希望の方、かかわった職員の名前まできちっと載せていいのではないかと思うのです。その辺は制度の問題と、法制度の問題と、個人のご意向もあるのですけれども、ちょっと検討してみてください。

- ○新川総務課長 出版まではちょっとお約束できませんが、検討させていただきます。
- ○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、これをどういう形で出すかということについてはこれからいろいろ検討の余地があるかもしれませんが、この中身については先ほど稲垣先生がおっしゃったように、字句の修正は多少するとしても、根本的には今日ご説明があったとおりの活動状況を委員会として決定して、公表するということにしてよろしいでしょうか。 ——どうもありがとうございます。

それでは、基本的には案のとおりに決定することとしたいと思います。あとは事務局から手続を進めていただければと思います。

本日、第1部で予定していた議事は以上ですけれども、ほかに何かございますか。

- ○新川総務課長 第2部につきましては準備が整い次第、開催させていただきます。
- ○八田委員長 それでは、これをもって第1部を終了いたします。どうもありがとうご ざいました。

——了——